

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により土木工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課等

建設部	都市整備課、道路河川課
教育委員会	スポーツ健康課

平成31年3月29日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

随時監査報告書

1 監査の対象

スポーツ健康課、道路河川課及び都市整備課が行った土木工事

2 監査を実施した委員

別府市監査委員	恵良寧
同	野口哲男
同	高森克史

3 監査の方法

大分工業高等専門学校 都市・環境工学科教授 佐野博昭氏に委嘱し、監査を実施した。

4 監査の実施日

平成31年1月18日

5 監査の結果

工事監査業務を委嘱した佐野博昭氏から提出された工事監査報告書の内容を確認したところ、工事技術に関する指摘事項は特に認められなかったが、別紙のとおり意見・要望事項が付された。

工事監査報告書は、次のとおりである。

土 木 工 事

1 野口原陸上競技場トラック走路改修工事（スポーツ健康課、道路河川課）

本工事の施工目的は、野口原陸上競技場のトラック走路が老朽化しているため、改修するものであるとされています。

まず、受注形態を地元企業の建設工事共同企業体とした理由についての質問をしましたが、設計金額等による基準はなく、工事内容、規模、工期等を総合的に勘案し、別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会において審議し決定しているとのことでした。

次に、資料中に「※ I A A F（国際陸上競技連盟）の品質基準を満たすものとする。」との記述があることから、これに関連した質問を行ったところ、以前の日本陸上競技連盟の公認に関する経緯についても把握ができておらず、さらに議論の末、公認申請を行う予算の確保が困難なため、I A A F（国際陸上競技連盟）の公認申請を行うものではないということが明らかとなりました。

また、今回採用した全天候型ウレタン系複合弾性舗装と既存の全天候型合成ゴム系敷物舗装を比較した場合、工事費は同じであるとのことから、主な利用者となる小中学生の膝により負担の少ない今回の材料を選定したということも明らかとなりました。

上記の論点が明確になっていれば、書類監査の席上で議論が錯綜することはなかったのではないかと考えています。

さらに、陸上競技場の路床の健全度について、本工事での改修範囲に含まれていないことから十分な検討がなされていなかったことが明らかとなりました。後日追加した試験により、健全度は十分であるということが確認できましたが、少なくとも、設計段階で何らかの方法を用いて確認しておく必要があるかと思えます。

多くのランナーがこの陸上競技場の利用を心待ちにしており、子供たちの足にも負担の少ないトラック走路が必要となります。

そのためにも、計画・設計・施工・維持管理を十分に行い、別府市民へ施設が提供できるよう取り組んでいただくことを切に希望します。

なお、12月時点での工事の進捗率は予定35%に対して現状は40%であり、平成31年3月15日までの工期に間に合うことを確認しました。

2 平成30年度 浜脇観海寺線斜面对策工事（都市整備課）

本工事箇所は、急峻な斜面に不安定な転石が散在していることから降雨等の度に落石による通行止めが頻繁に発生している状況であり、通行することに非常に危険をとまなうことから早急な対策が望まれている路線であるとのことでした。

そこで、本工事の施工目的は、道路に隣接する斜面からの落石を防ぐための施設を設置し、安全に通行ができる道路環境を整備するものであるとされています。

書類監査の席上、これまでの状況を確認したところ、人的・物的被害は生じていないが、

落石は発生していたとのことであり、人的・物的被害が生じていなかったことは幸いであったと考えます。是非とも、緊急の道路環境の整備を切望します。

また、ポケット支柱の設計根拠について質問したところ、明確な回答がありました。

さらに、工事に際しては、土層の確認はしておらず、厚みのみの確認を行ったとのことでした。

なお、全面通行止めにもなって、事前に自治会長の承諾書を取っており、その後、通行止めにもなう苦情等はないことを確認することができました。

また、書類が非常にまとまっており、見やすい書類であることを確認しました。

一方、現地監査を行ったところ、道路上への小さな落石の存在も確認され、非常に危険な路線であることを理解することができました。また、斜面上には転石等が点在しており、これらを落石防止網工で捕捉することができればと期待しています。

しかしながら、擁壁に倒木等がもたれかかっており、危険な状態である箇所も確認することができました。再度、パトロール等を行って危険要因を除去するようにしてください。

事故が起きてからでは取り返しがつかないこととなりますので、早期に危険性を除去するための取り組みを行うことを切に希望します。

なお、工期は、平成30年10月17日となっており、すでに工事は完了していることを確認しました。

3 平成30年度 亀川駅西口駅前広場整備工事（都市整備課）

本工事は、亀川地区都市再生整備計画事業の一環として、亀川駅西口に駅前広場を整備することにより、東西自由通路の整備によって増加した駅西側からの駅利用者等の利便性の向上を図るものであるとされています。

書類監査の席上、災害発生時に災害時要配慮者に対する避難誘導用のサイン等の設置について質問をしたところ、今回の工事では予定がないとのことでした。しかしながら、当駅は、外国人留学生も含めて災害時要配慮者となりうる方が多数利用されますので、今回のような工事を行う場合には、避難誘導用のサイン等の設置をセットで検討する必要がありますかと思えます。質問に対する回答で将来的には設置の計画があるとの説明がありましたが、今回、予定がなかったのであれば、次の計画時期についての明確な回答が必要となります。

また、工事箇所の地下水位の位置を確認したところ、地表から1mの位置にあるとのことでした。さらに、土質試験柱状図中に、「コンクリートがら、巨石混入、垂木、油臭有り」との記述があり、この点について質問を行ったところ、貯水タンクに「油+水」を確認し、適切に処理しましたが、その影響ではないかとのことでした。現場では、土壌改良を行っており、油等の問題となるものは、なかったとの報告を受けました。

しかし、土質試験柱状図作成箇所と貯水タンク箇所の位置関係は不明であるため、両者の因果関係は明らかではありませんが、それでも土質試験柱状図にそのような記述があ

った場合には現地調査を行い、当該箇所の土壌環境に問題はないとの明確な説明をその根拠とともに示していただく必要があります。先にも述べたように、当該施工箇所は地下水位が高いこと、以前の利用形態から考えて、用地買収時には事前の環境調査は必要であろうかと思えます。

なお、1月18日時点での工事の進捗率は予定67%に対して現状は56.2%であり、現地監査の状況からも遅れ気味であると感じましたが、平成31年2月28日までの工期に間に合うとの確認を取りました。

4 全般

今回、書類監査の席上、質問の趣旨と異なる回答を行ったために、書類監査の進行が錯綜してしまうという事態が発生しました。

前回の工事監査報告（平成30年1月29日）においても指摘をさせていただきましたが、今回も前回同様に工事監査の意義を理解していない対応が見受けられました。書類監査の席上、工事担当者に質問をした場合、その内容を十分に理解し、回答を行ってください。

今後は、工事監査の意義を再度十分に理解した上で、監査委員等からの質問に対してわかりやすく説明するという基本的な対応ができるようになることを切望します。次回の工事監査においては、監査委員等からこのような指摘が決して出ないようにして下さい。

今回は、上記の指摘事項以外に工事関係書類および現地視察などに問題となる事項は認められませんでした。

以上の項目について指摘させていただきます。